

—市町村別支援情報一覧(中部)—

H26年7月31日作成

市町村	項目	事業名	対象者・内容
香美市	農業	新規就農研修支援事業	<p>○対象者：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・香美市における新規就農希望者で、研修終了後、市内において就農することが見込まれる者（20歳以上61歳未満） ・研修が終了するまでに認定就農者になること <p>○内容：研修受入農家等のもとで研修を行う研修生に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>○募集人員：若干名</p> <p>○研修期間：1年以上2年以内</p> <p>○研修費：月額15万円以内</p> <p>●お問い合わせ先： 《産業振興課 農政班》 TEL:0887-53-1062 Fax:0887-53-5877</p>
		香美市青年就農給付金	<p>農業を初めてから経営が安定するまでの間で、原則45歳未満で独立・自営就農する場合及び就農後の所得が250万円未満の方対象に給付金（年間150万円、夫婦共に就農する場合は、年間225万円、最長5年間給付対象）</p> <p>●お問い合わせ先： 《産業振興課 農政班》 TEL:0887-53-1062 Fax:0887-53-5877</p>
	医療	乳幼児・児童医療費助成制度	<p>○乳幼児及び児童の健康を守るため、医療費の助成を行っています</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入院：満12歳に達した最初の3月31日まで ・通院：満12歳に達した最初の3月31日まで
	子育て支援	多子世帯保育料軽減事業	<p>○香美市の多子世帯の子育てに係る経済的負担の軽減を図るため、保育園、幼稚園又は届出認可外保育施設へ通園し、又は通所する児童の保護者に対し保育料を軽減する。</p> <p>○対象となる児童：申請年度4月1日時点で18歳に満たない児童が3人以上いる世帯で、第3子以降の3歳未満の児童</p> <p>○軽減額：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育園：保育料の全額 ・幼稚園：幼稚園就園奨励費を控除した額で月額25,000円を限度とする額 ・届出認可外保育施設：月額50,000円を限度とする額 <p>●お問い合わせ先： 《教育振興課 幼保支援班》 TEL:0887-53-1088 Fax:0887-57-0123</p>
		香美市高等学校奨学金	<p>高等学校・大学等において経済的な理由により就学が困難な方に対して奨学金を給付。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校（1～3年）1万円 ・高等専門学校（4～5年）、短期大学、大学は1万3千円
		香美市私立幼稚園就園奨励費補助金	<p>私立幼稚園に在園する3～5歳児の保護者に対し、保育料の減免（所得制限あり）</p>
住宅	定住促進住宅用地分譲事業	<p>○定住分譲地：繁藤わかふじ団地</p> <p>○宅地補助：有（50万円以内）</p> <p>○申込受付期間：随時申込み受付</p> <p>※平成27年3月31日まで</p> <p>●お問い合わせ先： 《管財課 管財班》 TEL:0887-53-3113 Fax:0887-53-5958</p>	
	香美市空き家改修補助金	<p>香美市空き家バンクに登録した空き家であり、市外に5年以上住んでいた移住者が、市内業者を使って空き家を改修する場合に、予算の範囲内で補助。（改修補助対象金額の1/2以内、上限50万円）</p> <p>※空き家改修後5年以上住むことが条件</p> <p>●お問い合わせ先： 《まちづくり推進課 定住班》 TEL:0887-53-1061</p>	

		お試し移住体験住宅	<p>○内容：移住希望者が一定期間香美市での生活体験を行える場を提供し、移住・定住の促進を図る</p> <p>○入居対象者： 香美市への移住を希望する方（※原則として高知県外に在住の方）</p> <p>○入居期間： 1ヶ月単位 （ただし、必要に応じて1ヶ月単位で最長1年間延長も可）</p> <p>○賃料等： 施設賃料 15,000円/月（駐車場合む、光熱水費等は別途） 共益費 220円/月（し尿処理浄化槽の年間維持管理費分です）</p> <p>○附属物品：ガスコンロ、電気炊飯器、電子レンジ、冷蔵庫、液晶テレビ、エアコン、洗濯機、掃除機、電気ポット、コタツ（台のみ）</p> <p>※上記以外の寝具等の物品、消耗品は入居者負担（持参）</p> <p>○交通事情： 自家用車をお持ちでないと日常生活に不便を感じることがあります。</p> <p>○応募受付期間：随時（事前に空き状況をお問い合わせください。）</p> <p>○応募方法： 香美市お試し移住体験住宅使用申込書に必要事項を記入し、下記まで郵送、FAX等で提出してください。</p> <p>○面接の実施： 申込をされた方には順次面接を行います。面接候補日をお知らせしますのでご希望の面接日をお伝えください。</p> <p>○入居者の決定： 審査の結果、入居が決定した方には入居までの日程等の調整をさせていただきます。入居が決定した際の、実際の賃貸借契約等の手続きは香美市が管理を委託する団体と行っていただくこととなります。</p> <p>●お問い合わせ先：《香美市役所まちづくり推進課 定住班》 〒782-8501 高知県香美市土佐山田町宝町1-2-1 TEL:0887-53-1061 Fax:0887-53-5958</p>
	定住促進	空き家情報	○空き家情報：有り
香南市	医療	乳幼児・児童医療費助成	香南市に住所を有する0歳から12歳の誕生日を迎えた後、最初に到来する3月末までの間にある児童（小学校6年生まで）に対し保険診療の自己負担分を助成する
	農業	新規就農研修支援事業	香南市における新規就農希望者で、研修終了後に市内において就農することが見込まれる者（20～61歳）。研修受け入れ農家等のもとで研修を行う研修生に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。 ●お問い合わせ先： 《農林課 産業班》 TEL:0887-57-7517
	子育て支援	チャイルドシート購入費補助金	幼児用補助装置（チャイルドシート）を購入した場合、その購入費に対して予算の範囲内において補助金を交付する。
本山町	医療	乳幼児等福祉医療費助成制度	○乳幼児から中学校卒業までの子どもの健康を守るため、医療費の助成を行っています ・入院：満15歳に達した最初の3月31日まで ・通院：満15歳に達した最初の3月31日まで
	農業	新規就農者研修支援	新規の就農者を対象に研修を実施（※個別対応に限る） ●お問い合わせ先： 《まちづくり推進課 産業振興班》 TEL:0887-76-3916
	子育て支援	出産祝金	○出生後1か月以内の乳児の母又は父で、本山町に1年以上住所を有し、かつ居住している者に祝金30,000円を支給
		妊婦健診助成	○妊婦健診について国が定める健康項目について全額助成します（14回無料）
		多子世帯保育料軽減	○18歳未満の児童を3人以上養育している世帯の第3子以降の児童の保育料を軽減
	住宅	住宅改修支援	○改修にかかる経費1/2（上限25万円）を補助する。（家主もしくは入居者が修繕する場合） 対象：空き家バンクに登録している住宅
	定住促進	空き家情報	○空き家情報：空き家情報有り
大豊町	医療	乳幼児医療費助成制度	○乳幼児及び児童の健康を守るため、医療費の助成を行っています ・入院：満15歳に達した最初の3月31日まで ・通院：満15歳に達した最初の3月31日まで
	農業	新規就農研修支援事業	○対象者：18歳以上おおむね55歳までの者 ○研修期間：6ヶ月以上最長2年 ○研修場所：大豊町内の認定農業者のもと ○研修費：上限15万円/月 ●お問い合わせ先： 《産業建設課 産業班》 TEL:0887-72-0450
	子育て支援	大豊町通学バスの住民利用	大豊町中学校通学バスの利用は無料

	定住促進	移住促進研修所	<p>○使用料は無料です ○利用資格:大豊町内に移住を考えている方 ○使用期間は、最長で14日間です。 ○飲食費や洗剤等の消耗品は使用者の負担 ○設備:ガスコンロ・ガス給湯器・炊飯ジャー・電子レンジ・冷蔵庫・洗濯機・掃除機・布団・液晶テレビ・エアコン・食器など ○自家用車が無い場合は不便です ●お申し込み方法: 大豊町プロジェクト推進室移住担当にご連絡ください。 申込書等を送らせていただきます。 《プロジェクト推進室》TEL:0887-72-0450(代) Fax:0887-72-0474 E-mail: daihyou@town.otoyo.lg.jp</p>
		空き家情報	○空き家情報:有り
土佐町	医療	乳幼児医療費助成制度	<p>○乳幼児の健康を守るため、医療費の助成(自己負担額の全額)を行っています ・入院:満15歳に達した最初の3月31日まで ・通院:満15歳に達した最初の3月31日まで ●お問い合わせ先: 《住民課 住民係》TEL:0887-82-1110</p>
	住宅	れいほくスケルトンモデルハウス	<p>○対象:住宅建築予定おありの方、土佐町への移住希望おありの方 ○体験宿泊料金:¥3,080(1組/1家族) ※寝具:寝具の用意はありません。各自で準備お願いします ○宿泊人数:1名様以上~11名様まで ○連泊:3泊まで ●お申し込み先: 《産業振興課 地域振興係》TEL0887-82-2450:FAX0887-70-1333 ※体験宿泊希望日の原則3日前までにご連絡ください</p>
	農業	新規就農研修支援事業	<p>○対象者:4月1日現在15歳以上65歳未満であること ○内容:研修生1人あたり15万円/月(県補助金2/3、町補助金1/3) ●お問い合わせ先: 《産業振興課 農畜林係》TEL:0887-82-2450</p>
		青年就農給付金(準備型)	<p>○対象者:県農業大学校や先進農家・先進農業法人等で研修を受ける就農者。 ※就農予定時の年齢が原則45歳未満であること、独立・自営就農または雇用就農を目指す者であること、研修計画の認定を受けた者であること等の要件があります。詳細はお問い合わせください。 ○内容:最長2年間、年間150万円を給付。 ●お問い合わせ先: 《産業振興課 農畜林係》TEL:0887-82-2450</p>
		青年就農給付金(経営開始型)	<p>○対象者:新規就農者。 ※就農予定時の年齢が原則45歳未満であること、独立・自営就農または雇用就農を目指す者であること、経営開始計画が別に定める基準に適合している者であること等の要件があります。詳細はお問い合わせください。 ○内容:就農から経営が安定するまで最長5年間、年間150万円を給付。 ●お問い合わせ先: 《産業振興課 農畜林係》TEL:0887-82-2450</p>
		経営自立安定化支援事業	<p>○対象者: ・町内に住所を有する者 ○内容: ・新規就農した年から3年以内を限度とする イ)基本額:就農1年目 月額5万円以内 就農2年目 月額4万円以内 就農3年目 月額3万円以内 ロ)住居加算額:年12万円(町外出身で町内で農業経営を行っている者に限る、3親等以内の親族姻族との間の賃借は対象外)。補助対象経費の1/2以内。 ●お問い合わせ先: 《産業振興課 農畜林係》TEL:0887-82-2450</p>
		Iターン就農者ほ場保集積支援事業	<p>○対象者: ・町外出身で町内に住所を有し、町内で農業経営を行っている者。 ・町内に所在する農地の賃貸借料・当該賃借農地は農地法または農業経営基盤強化促進法に基づく手続きを行っていること。 ○内容:26,000円/10a ・補助金の交付は補助対象者が新規就農した年から起算して5年間以内を限度とする。 ・補助対象経費の1/2以内 ●お問い合わせ先: 《産業振興課 農畜林係》TEL:0887-82-2450</p>

		施設機械等整備支援事業	<p>○対象者： ・町内に住所を有する者</p> <p>○内容： ・施設または機械器具の導入（中古、リース事業等の活用も可） ・新規就農した年から5年以内で1回限り ・他の補助事業との重複補助はできない ・中古の場合は補助年度から起算して5年以上の耐用年数があること ・補助対象経費の1/2以内</p> <p>●お問い合わせ先： 《産業振興課 農畜林係》 Tel:0887-82-2450</p>
	定住促進	若者定住促進事業	<p>○結婚祝金：いずれかが40歳未満、土佐町に居住し、引き続き3年以上土佐町に居住する意思のあるものに10万円（商品券）の結婚祝金を贈ります。</p> <p>●お問い合わせ先： 《住民課 窓口係》 Tel: 0887-82-1717</p>
	子育て支援	出産祝金支給	<p>○出産祝金：土佐町に1年以上住所を有し、かつ居住し引き続き土佐町に居住する意思があるもの。</p> <p>・第1、2子の場合 5万円 ・第3子以降1人につき 15万円</p> <p>●お問い合わせ先： 《住民課 窓口係》 Tel: 0887-82-1717</p>
		保育助成金	<p>○保育助成金：土佐町に1年以上住所を有し、かつ居住し引き続き土佐町に居住する意思がある者で、3人目からの子どもについて就学前年度末まで支給。</p> <p>・第3子以降1人につき年額6万円（年度途中から該当となった場合は月割）</p> <p>●お問い合わせ先：</p>
大川村	定住促進	若者定住促進事業	<p>○結婚祝金：結婚後、夫婦とも住民基本台帳に登録され、3ヶ月を経過した後、引き続き大川村に居住する事が確約できる新婚夫婦に3万円以内の結婚祝金を贈ります。</p> <p>●お問い合わせ先： 《総務課》 TEL:0887-84-2211</p>
	子育て支援	出産祝金支給	<p>○出産祝金：大川村に住所を有し、かつ、居住し、引き続き町内に居住する意志のある保護者に対して出産祝い金を支給します。</p> <p>・新生児1人につき 8千円以内</p> <p>●お問い合わせ先： 《総務課》 TEL: 0887-84-2211</p>
	医療	乳幼児医療費助成制度	<p>○乳幼児の健康を守るため、医療費の助成を行っています。</p> <p>・入院：就学前まで ・通院：就学前まで</p>
南国市	農業	新規就農研修支援事業	<p>○対象者：南国市における新規就農希望者で、市内農家等で1年以上実践的に研修を受ける者で、研修終了後市内において就農することが見込まれる者（20歳以上56歳未満）</p> <p>○助成要件：研修を実施する農業者等に対して、研修補助金として研修生1名につき2年間に限り、月額研修費（上限 15万円/月）を交付する。</p> <p>●お問い合わせ先：《農林水産課》 Tel:088-880-6559 Fax:088-880-6159 E-mail:n-nourin@city.nankoku.lg.jp</p>
	就業	伝統産業後継者育成技術指導支援	伝統産業の後継者育成のための技術指導支援制度
	子育て支援	ベビーシートの貸出	6カ月までの乳児用のベビーシートの無料貸出
		多子世帯保育料軽減	18歳未満の児童を3人以上養育している世帯で、第3子以降児かつ3歳未満の児童の保育料の助成
	医療	乳幼児医療費助成制度	<p>○乳幼児の健康を守るため、医療費の助成を行っています。</p> <p>・入院：就学前まで ・通院：就学前まで</p>
予防接種の助成		おたふくかぜワクチン、成人用肺炎球菌ワクチンなどの予防接種の助成	
高知市	農業	新規就農研修支援事業	<p>○対象者： ・高知市における新規就農の意欲のある者 ・年齢15歳から65歳まで ・研修終了後1年以内に、本市において就農する者 ・原則として、研修が終了するまでに、就農計画の認定を受け、認定就農者になること</p> <p>○研修期間：おおむね1年以上2年以内 ○研修費：月額15万円以内 ○研修内容 ・農業生産に必要な能力を身に付ける</p> <p>●お問い合わせ先： 《土佐山地域振興課》 Tel:088-895-2312 Fax: 088-895-2812 《春野地域振興課》 Tel:088-894-4387 Fax: 088-894-2426</p>

住宅	高知市中山間地域空き家情報バンク制度	本市中山間地域への移住・定住を支援するため、地域内にある空き家物件に関する情報を移住・定住をご希望される方々に提供します（登録制）。 ●窓口・お問い合わせ先： 《土佐山地域振興課》TEL: 088-895-2312 Fax: 088-895-2812
	高知市中山間地域空き家改修事業費補助金	高知市中山間地域空き家情報バンクに登録された空き家を改修するために必要な費用の2分の1以内(上限額50万円まで)を補助します。 ○補助対象者 (1) 空き家所有者 (2) 市外から高知市へ移住されて1年以内の20歳以上の方(要件あり) (3) 中山間地域への移住及び定住の促進を図ることを目的に活動している団体等 ○補助対象経費 空き家の改修に要する経費(委託料, 工事請負費(廃棄物運搬費及び処分費を除く), 備品購入費, 需用費, 役務費その他市長が必要と認めたもの)。 ○補助率 2分の1以内 ○補助金額 上限50万円 ●窓口・お問い合わせ先： 《土佐山地域振興課》TEL: 088-895-2312 Fax: 088-895-2812
医療	乳幼児医療費助成制度	○乳幼児の健康を守るため、医療費の助成を行っています。 ・入院：就学まで(所得制限なし 3歳未満所得制限なし) ・通院：3歳～就学前まで(所得制限なし) ●窓口・お問い合わせ先： 《子育て支援課》TEL: 088-823-9447 Fax: 088-823-9368
いの町	農業	いの町農業公社の農業実習研修生受け入れ ○資格要件： ・研修終了後において、町内で農業に従事する意志のあるおおむね45歳以下の者、及び理事長が特別に認めた者 *セカンドライフ農業希望者募集中…都市部で定年間近の方、又は定年退職等をされた方で、これからゆっくり直販農業を楽しみたい方(年齢要件相談可) ○募集人員：1～2名 ○研修期間：原則2年 ○研修助成金：1年目月額130,000円、2年目150,000円 ○研修内容：各種野菜のハウス及び露地栽培、養液栽培、各種育苗、パソコン簿記等 ○受付期間：定員に達するまでの期間 ○面接日：申請があり次第随時実施 ○研修場所：いの町農業公社吾北育苗研修センター ●窓口・お問い合わせ先： 《(財)いの町農業公社》 TEL:088-867-2313 E-mail:k-wada@town.ino.lg.jp 《いの町吾北総合支所産業課》TEL:088-867-2313 Fax:088-867-2777
	定住促進	出産祝金支給 ○出産祝金：いの町に住所を有し、かつ、居住し、引き続き町内に居住する意志のある保護者に対して出産祝い金を支給します。 ・新生児1人につき 1万円
	医療	乳幼児医療費助成制度 ○乳幼児の健康を守るため、医療費の助成を行っています ・入院：就学前まで ・通院：就学前まで
	住宅	定住促進住宅用地分譲事業 ○清水住宅団地分譲中 ・伊野まで車で40分 ・坪単価(平均)29,800円 ●お問い合わせ先： 《いの町吾北総合支所 産業課》TEL:.088-867-2313
仁淀川町	就業	※随時従業員を募集している会社有 (株)フードプラン ●お問い合わせ先： 《企画課 まちづくり係》TEL: 0889-35-1082
	教育	奨学資金貸付制度 ○高等学校(通信制を除く)、高等専門学校、大学(大学院及び短期大学を含む)修学校に籍を置く者で、2年以上町内に住所を有し、かつ住民として税などの滞納のない者 ※卒業後返還必要 ・高等学校 月額 25,000円以内 ・高等専門学校 月額 25,000円以内 ・大学 月額 37,000円以内 ・専修学校 月額 25,000円以内
	子育て支援	子育て世代の援助制度 ○小、中学校入学前に応援手当を支給 ・小学校入学応援手当 30,000円 ・中学校入学応援手当 50,000円

		高等学校通学費助成	○町内から高等学校に通学している生徒保護者が6ヵ月以上、町内に住所を有し、世帯に税等の滞納がないこと 月額 5,000円の助成
		出産祝金支給	仁淀川町の住民基本台帳に登録され、出産前1年間、出産後2年以上居住することが確約できる場合。 ・第1、2子の場合 50,000万円 ・第3子以降1人につき 100,000円
生活		仁淀川町生ごみ処理機購入費補助金	○町では、ごみ減量化対策の一環として、電気式生ごみ処理機の購入に対して費用の一部補助を行っております。 【補助対象処理機】 バイオ式生ごみ処理機・生ごみ乾燥処理機 【補助対象者】 仁淀川町内の店舗で処理機を購入し、かつ使用する者で、次の要件を満たす者 ・町へ住民票登録をされている者であって、町内に在住している者 ・前号の居住地において処理機を設置し、適正に維持管理ができる者 ・町税その他町に納付すべき債務に滞納がないこと 【補助金の額等】 処理機の購入価格の2分の1以内（最高限度額3万円） (1,000円未満切捨て) ●お問い合わせ： 《 仁淀川町役場 町民課 》 Tel:0889-35-1088 《 池川総合支所 健康福祉課 》 Tel:0889-34-2112 《 仁淀総合支所 健康福祉課 》 Tel:0889-32-1132
医療		乳幼児医療費助成制度	○乳幼児及び児童・生徒の健康を守るため、医療費の助成を行っています 入院：満15歳に達した最初の3月31日まで
住宅		「町産材の家」助成事業	○町産の乾燥材を使用した良質で長持ちし、安心して生活できる木造住宅の建築を促進し、町産材の需要の拡大、地域経済活性化、定住促進を図る 仁淀川町内で新築または増改築をされる方（居住用に限る） ・県補助対象の新築200万円（町内業者）又は150万円（町外業者） + 商品券30万円 ・町内業者による新築又は増改築1m3当り15万円（上限額75万円） ・町外業者による新築又は増改築1m3当り10万円（上限額50万円）
移住		移住者住宅改修補助金	○UIターンの希望者用の個人住宅改修にかかる費用の半分の額を補助する。なお、借家の補修も補助対象とする。 ・上限額50万円
定住促進		移住支援補助金	○UIターン希望者用の引越し等の費用の一部を補助する。 ・補助金額5万円【定額】
中土佐町	住宅	空き家情報	有り ●お問い合わせ先： 《企画課》0889-52-2365
	子育て支援	保育料等の軽減措置	○2子目の保育料半額、3子目以降の保育料無料 (中土佐町保育料等軽減実施要綱に基づく)
		中土佐町奨学資金制度	○経済的理由によって修学困難なものに対し、奨学金として学資金の一部を貸与
		高等学校等生徒通学費等助成事業	○高等学校又は高等専門学校に修学する生徒の通学等に要する経費の一部を助成（月額8,000円が上限）
教育		中土佐検定	○脳を鍛え心を育てる「中土佐検定」。読み書き計算のトレーニング及び認定試験を実施。基礎学力の定着を図る。
その他		住宅用太陽光発電システム設置への補助	太陽光発電システムを設置する方に対して、補助金交付要綱に基づき予算の範囲で補助金を交付
佐川町	農業	新規就農者研修支援事業	○対象者： ・4月1日において15歳以上65歳未満であること ○募集人員：予算の範囲内 ○研修期間：原則1年以上2年以内 ○研修生の支援：月額15万円以内 ○宿泊施設：研修生の責任において用意 ●お問い合わせ先： 《産業建設課》Tel:0889-22-7708 FAX:0889-22-4950
	医療	乳幼児医療費助成制度	○子どもの健康を守るため、医療費の助成を行っています ・入院：満15歳に達した最初の3月31日まで ・通院：満15歳に達した最初の3月31日まで

越知町	医療	乳幼児医療費助成制度	○乳幼児の健康を守るため、医療費の助成を行う ・入院：0歳から中学校卒業の3月31日まで ・通院：0歳から中学校卒業の3月31日まで ●お問い合わせ先： 《住民課》 TEL:0889-26-1170
	教育	学童保育	○就労等により保育が困難な家庭の児童に対して実施 ・対象：越知小学校1年生～4年生 《教育委員会》 TEL:0889-26-3511
		給食費扶助	○3人目以降の児童生徒にかかる給食費を支給 ・対象：越知小中学校に3人以上在学している子どもがいる家庭 《教育委員会》 TEL:0889-26-3511
	子育て支援	延長保育	○越知保育園で実施 ・午後6時まで 《教育委員会》 TEL:0889-26-3511
		保育料減免	○同一世帯から2人以上の児童が保育園、幼稚園に入園している場合、年長者は満額、2人目半額、3人目以降無料 ○児童（18歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある者）を3人以上養育している世帯の第3子以降3歳未満の保育料無料 《教育委員会》 TEL:0889-26-3511
		預かり保育	○越知幼稚園で実施 ・午後5時半まで 《教育委員会》 TEL:0889-26-3511
		子育て支援センター	○子育て家庭の保護者や児童等に対する相談指導 ○越知保育園での一時預かり ○なかよしひろば 《越知保育園》 TEL:0889-26-2141
		おもちゃ図書館	○子どもたちが絵本やおもちゃで自由に遊べる場所を提供
		育児相談・親子ふれあいサロン	○育児に関する様々な相談指導 ○親同士の交流の場を提供 《保健福祉センター》 TEL:0889-26-3211
		乳児・1歳6ヶ月児・2歳児・3歳児健診	○乳幼児の定期健診 《保健福祉センター》 TEL:0889-26-3211
		ベビーシート貸出	○生後9ヶ月までの乳児に無料貸し出し 《総務課》 TEL:0889-26-1111
		入学祝い金	○小学校新入学児童を対象に支給 ・一人につき 10,000円 ●お問い合わせ先： 《教育委員会》 TEL:0889-26-3511
		出産祝い金支給	○民生委員・児童委員が出産した家庭を訪問し出産祝い金を支給 ・新生児1人につき 5,000円 《越知町社会福祉協議会》 TEL:0889-26-1149
	農業	新規就農者への支援	●新規就農研修支援事業 【青年就農給付金（準備型）】 ○対象者：県が指定する先進農家・先進農業法人等で研修を受け、以下の①～③の要件を全て満たす方 ①4月1日現在で15歳以上65歳未満の方 ②研修機関等で概ね1年以上研修する方 ③研修終了後1年以内に町内に就農する方 ・給付額：年額180万円以内（最長2年間） ●お問い合わせ先： 《産業建設課》 TEL:0889-26-1105 ●青年就農給付金（経営開始型） ○対象者：農業を始めてから経営が安定するまでの方で、以下の①～③の要件を全て満たす方（※1, 2） ①原則として45歳未満で独立・自営就農する方 ②就農する市町村の「人・農地プラン」に位置付けられている方（見込みも可） ③就農後の所得（本給付金以外）が250万円未満の方 ※1 農家子弟でも以下の場合には給付対象となる ア 親とは別の経営をする場合 イ 親の経営から部門を独立させる場合 ウ 親元に就農してから5年以内に親から経営を継承する場合 ※2 青年就農給付金（準備型）の受給を要件とはしない ・給付額：年額150万円（最長5年間） ●お問い合わせ先： 《産業建設課》 TEL:0889-26-1105

			<p>●壮年就農給付金 ○対象者：農業を始めてから経営が安定するまでの方で、以下の①～③の要件を全て満たす方（※1，2） ①原則として45歳以上55歳未満で独立・自営就農する方 ②就農する市町村の「人・農地プラン」に位置付けられている方（見込みも可） ③就農後の所得（本給付金以外）が250万円未満の方 ※1 農家子弟でも以下の場合には給付対象となる ア 親とは別の経営をする場合 イ 親の経営から部門を独立させる場合 ウ 親元に就農してから5年以内に親から経営を継承する場合 ※2 青年就農給付金（準備型）の受給を要件とはしない ・給付額：年額75万円（最長2年間） ●お問い合わせ先： 《産業建設課》TEL:0889-26-1105</p>
	定住	町営住宅入居者募集	<p>○林屋敷団地（仮称） ・50戸 ・26年度中募集予定 ○小舟団地 ・随時</p>
	住宅	特定優良賃貸住宅入居者募集	<p>○ハイツ・ラピエタ ・随時</p>
梶原町	農業	新規就農者研修サポート事業	<p>○対象者： ・おおむね40歳以下 ○研修期間：6ヶ月以上2年以内 ○給与：月額 15万円 ○宿泊施設：研修生の責任において用意 ○受入先：営農みらい塾、（株）ロカヴォ、（株）雲の上ガーデン ○研修内容：施設園芸（米ナス等）、有機農業 ●窓口・お問い合わせ先： 《産業振興課》TEL：0889-65-1250</p>
	定住促進	結婚祝金	<p>結婚後、夫婦とも住民基本台帳に登録され、生活の本拠を町内に移し、将来にわたって地域の社会の一員として活躍を予定される方。 ・夫婦1組に梶原町商工会の発行する商品券5万円分を贈ります。 ※申請の用紙は、役場総務課窓口税務係にあります。</p>
		誕生祝福金支給	<p>梶原町の住民基本台帳に登録され、出産日の3か月前から梶原町に住所を有する者で将来も引き続き町内に居住予定する母が出産した子供に贈られます。 ・新生児1人につき 10万円 （原則として母が代わって受け取るものとする。） ※申請の用紙は、役場総務課窓口税務係にあります。</p>
	教育	中学卒業祝金	<p>○対象者：梶原中学校を卒業した生徒の保護者 ○支給額：生徒1人につき3万円 ○支給時期：3月15日までに支給</p>
		入寮助成金	<p>○対象者：高知県立梶原高等学校に在学する生徒で、孝山寮に4月～翌年2月までの間で、10ヶ月以上在寮した全入寮生の保護者 ○支給額：年間総支給額100万円を限度として、生徒1人あたり10万円を限度とする（入寮生が10人を超えた場合は、100万円を入寮生徒数で除した金額） ○支給時期：その年度の2月末日まで</p>
	住宅	体験型モデル住宅	<p>環境と健康に配慮した体験型木造モデル住宅。 ○1棟 2,000円（最長14日以内） ○利用期間1日～14日まで 1泊・1組2000円+寝具類実費（シーツ）1000円 ●お問い合わせ先：0889-65-1250（梶原町役場）</p>

	梶原町産材利用促進条例	<p>○助成要件：</p> <p>1) 梶原町内に自ら居住するため、建築用地を自らが確保でき、新たに住宅を建築する者で、おおむね1坪あたり1m3以上の梶原町産材を使用した木構造の家</p> <p>2) 建築延べ面積20坪（66m²）以上で梶原町産材を20m³以上使用した家</p> <p>3) 新築工事のみ</p> <p>4) 平成14年4月1日以降に建築に着手した住宅</p> <p>5) 若者定住住宅補助金との併用可</p> <p>6) 助成後、当該住宅に10年以上居住できること</p> <p>7) 合併処理浄化槽を設置すること。ただし、公共下水道及び農業集落排水の指定を受けている区域に住宅を新築する場合は、この限りではない。</p> <p>○助成額</p> <p>(1) 町産材1m³につき7万円を限度とする</p> <p>(2) 助成上限を200万円とする</p> <p>○事業の実施</p> <p>(1) 助成を希望する方は、事前に必要な書類を添付の上申請し、完成後完了報告を提出</p>	
	若者定住住宅補助	<p>若者が安心して定住できるための持家の確保と住環境の整備を図ることを目的としている制度です。</p> <p>○条件：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本町に住所を有し、引き続き10年以上定住可能な方（I・Uターン者含） ・前年中の世帯所得の合計が600万円以下の方 ・40歳未満の方 <p>（既婚者の場合は、夫婦いずれかが年度内に40歳であれば対象内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町産材を用いて建築した住宅 ・住宅には、合併浄化槽を設置すること <p>※ただし、公共下水道及び農業集落排水の指定を受けている区域に住宅を新築する場合は、この限りではない</p> <p><新築></p> <p>将来にわたり梶原町内に定住する意思のある方が、自ら居住するための住宅を、梶原町産材利用促進条例の規定に基づく町産材を使用し、建築延面積が66m²以上の住宅を新築（建て替え含む）した場合に、100万円を限度として梶原町が補助金を交付。</p> <p>※なお、「梶原町産材利用促進事業」との併用も可能です。</p> <p><住宅改修></p> <p>将来にわたり梶原町内に定住する意思のある方が、事業費20万円（合併処理浄化槽の設置費を除く。）以上で改修又は増築した場合は、100万円を限度額として、事業費の2分の1にあたる補助金を交付。</p> <p>※これらの制度を利用するには事前の手続きが必要です。必ず着工前にご相談ください。</p>	
	医療	福祉医療費助成制度	<p>○乳幼児及び小中学生の健康を守るため、医療費の助成を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・15歳に達する日以降における最初の3月31日まで
	子育て支	若草保育所保育料無料化	<ul style="list-style-type: none"> ・保育料の無料化
日高村	医療	乳幼児・幼児・児童医療費助成制度	<p>○乳幼児及び児童・生徒の健康を守るため、医療費の自己負担額助成を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入院・通院：義務教育終了まで
		ひとり親家庭医療費助成	<p>○18歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の母又は父と児童又はそのものと生計を同じくするもの（所得が非課税の世帯に限る）</p> <p>●窓口・お問い合わせ先： 《日高村役場健康福祉課》TEL 0889-24-5112</p>
	住宅	スマイルひだか住宅建築促進補助金	<p>○対象者：</p> <p>日高村に居宅または賃貸の住宅を新築する個人及び法人で以下の条件をすべて満たす方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新設する給水装置の外線管路延長が10m以上であること 2. 工事施工業者は、村内の日高村指定給水装置工事事業者であること 3. 新設する給水装置の外線口径は、村において決定し、完成後における無償共有使用を認めること <p>○補助金の金額</p> <p>給水装置の外線工事に係る費用に対し、新設管路100mを限度に標準工事費より算出した工事費の1/2相当額</p> <p>○申請方法</p> <p>下記までお問合せください</p> <p>●窓口・お問い合わせ先： 《日高村役場建設課》TEL:0889-24-5114</p> <p>※村税等公課公租の滞納がないことが交付条件になります</p>
	定住・移	空き家情報	<p>○空き家情報：有</p>

任	お試し滞在住宅	<p>○お試し滞在住宅：有 1日単位で最長28日間 収容人数 概ね5名 ※使用開始日の7日前までに申請書の提出が必要です 下記までお問合せください ●窓口・お問合せ先： 《日高村役場産業環境課》TEL 0889-24-4647</p>	
	子育て支援	<p>日高村光輝く子育て応援金</p> <p>○対象者： 日高村内に住居を新築または購入し、義務教育終了までの子どもを養育している方で、以下の条件をすべて満たす方 1. 居住開始日から引き続き10年以上日高村に住み続ける意思のある方 2. 平成24年1月1日以降に住居を取得し、その家に住んでいること 3. 住宅の名義が父母であること（共有名義も可） 4. 増築や建て替えてないこと ○申請方法 下記までお問合せください ●窓口・お問合せ先： 《日高村役場総務課》TEL 0889-24-5113 ※いずれも村税等公課公租の滞納がないことが交付条件となります</p>	
	保育料助成事業	<p>国が定めた徴収金基準額に基づき算出した金額の概ね2/3程度に軽減し、保育料を算出</p>	
	児童クラブ、放課後子ども教室	<p>児童クラブ2（日下、加茂） 放課後子ども教室2（日下、能津） 下分ふれあいプラザの子供学習教室（下分） ●お問合せ先： ・日高村教育委員会 TEL0889-24-5115 ・くさか児童クラブ運営委員会 TEL0889-24-5551 ・加茂児童クラブ運営委員会 TEL0889-20-1518 （日高村佐川町学校組合立教育委員会）</p>	
その他	浄化槽設置整備事業補助	合併浄化槽の新設に対する補助	
津野町	住宅	若者定住促進住宅取得奨励金	<p>○町内に新築住宅を取得または親との同居目的で増築した45歳以下のものに奨励金を交付 ・新築100万円 ・増築30万円 ●お問い合わせ先： 《企画調整課》TEL：0889-55-2311</p>
	定住団地造成事業	住宅を増築する概ね45歳以下の若者用住宅用地の売却。北川3、姫野々1区画	
	ステップ住宅制度	10年以内に入居者が津野町に定住する目的で町内に個人住宅を取得して明渡す場合に定住奨励金を交付。 ・支払い家賃の70～30%	
	太陽光発電システム設置事業	個人用太陽光発電システムを設置する町民に対し、5万円/kw、最大20万円を補助する	
	木のいえ普及促進事業	県産乾燥材を用いて住宅を建築し、高知県木のすまいづくり助成金の交付を受けているものに対し、助成額の1/2相当額を補助する。	
	医療	乳幼児・小中学生医療費助成制度	0歳～中学校3年の年度末までの医療の無料化（保険適用分のみ。（入院時食事代は除く。））
	不妊治療費等助成事業	特定不妊治療1回あたり10万円、一般不妊治療5万円の助成	
	子宮頸がんワクチン接種助成事業	予防ワクチン接種事業。	
	ヒブワクチン接種助成事業	予防ワクチン接種事業。	
	小児用肺炎球菌ワクチン助成事業	予防ワクチン接種事業。	
	乳幼児健診事業	乳児、1.6歳児、2.6歳児、3.4歳児検診の実施	
	町単独妊婦健診事業	妊婦健診14回分の助成（町単独分）	
	子育て支援	チャイルドシート購入助成事業	<p>○対象者：チャイルドシートを購入した、6歳未満の乳幼児を養育する保護者 ○支給額：1人1台5,000円を補助 ●お問い合わせ先： 《住民福祉課》TEL：0889-55-2314</p>
	保育園保育料基準額抑制	国の基準額の1/2程度に設定	
	幼稚園授業料無料	満3歳から幼稚園に入園し、授業料は無料（延長保育料は有料）	
	奨学金貸与事業	町民が高校、専修学校、大学に進学する場合、無利息で1万円から5万円を貸与する	
	育児教室事業	母乳で育てたい妊婦や母親に母乳育児相談の実施や乳児を持つ親に離乳食講習や、3B体操等の育児教室を実施する	

		放課後子ども教室事業	学校放課後、共働き世帯等の子どもを預かり、学習の場の提供とともに子どもの居場所づくりを行う事業。県補助事業。
		子育て応援金	○対象者：応援金の支給を受けることができる者は、次に掲げる要件を満たしている方 (1) 子を出産した者又は保護者で、出産の日の3か月前から津野町に住居を有し、引き続き津野町に住所を有する見込みのある方 (2) 小中学校に入学する日において、児童・生徒並びに保護者が津野町に住所を有する方 ○支給額：応援金の額は1人につき 出生時：50,000円 小学校入学時：30,000円 中学校入学時：30,000円 ○お問い合わせ：住民福祉課 TEL0889-55-2314
土佐市	医療	乳幼児医療費助成制度	○乳幼児の健康を守るため、医療費の助成を行っています ・入院：就学前まで ・通院：就学前まで
	農業	新規就農研修支援事業	○対象者：概ね50歳以下の者 ○研修期間：6ヶ月～1年（最長2年まで延長可） ○研修場所：土佐市内の受入農家 ○研修内容：露地及び施設の野菜、果樹、花卉等の栽培技術について（品目は受入農家の登録状況による） ○研修助成金：15万円/月 ●窓口・お問い合わせ先： 《産業経済農政班》 TEL:088-852-7656
	子育て支援	土佐市保育所保護者負担金軽減実施	対象児童に係る保育経費を軽減するもの
		認可外保育施設保育料等軽減実施	対象児童に係る保育経費を軽減するもの
	医療	子ども医療費助成制度	保険診療分の自己負担分を助成 ○対象者及び助成内容 小学校就学前（6歳に達した年の年度末まで）：全額助成 小学校就学後～中学校3年生の年度末まで： 市民税非課税世帯・・・全額助成 市民税課税世帯・・・ 1、2子世帯・・・世帯1ヶ月の自己負担合計額の3千円を超えた額 3子以上世帯・・・全額助成 ●窓口・お問い合わせ：健康づくり課健康づくり班 《TEL088-852-1113》
		特定不妊治療費助成事業	特定不妊治療費の助成 ○対象者（①～③いずれも該当する方） ①高知県からの助成を受けている特定不妊治療であること ②夫婦とも本市に住所を有していること ③国民健康保険その他の医療保険に加入していること ○助成金額 対象となる費用のうち県からの助成額を控除した2分の1で上限10万円 ●窓口・お問い合わせ：健康づくり課健康づくり班 《TEL088-852-1113》
	農業	新規就農研修支援事業	○対象者：概ね50歳以下の者 ○研修期間：6ヶ月以上～1年（最長2年まで延長可） ○研修場所：土佐市内の受入農家 ○研修助成金：15万円/月 ※品目については受入農家の登録状況による ●窓口・お問い合わせ：産業経済課農政班 《TEL088-852-7656》
		青年就農給付金	○対象者：就農時の年齢が、45歳未満であり、農業経営者となることについての強い意欲を有するもの（平成21年4月1日以降に就農したもの） ○給付期間：最長5年間 ○給付額：150万円/年 ●窓口・お問い合わせ：産業経済課農政班 《TEL088-852-7656》
	子育て支援	土佐市保育所保護者負担金（保育料）軽減実施	保育所において、同一世帯に属する満18歳未満の児童を扶養している世帯で、第2子以降の子が保育所に入所した場合に、その保育料を第2子半額、第3子以降無料とするほか、7:30～8:00、16:00～18:30は無料の「おかまい保育」とすることにより、子育て世帯における経済負担軽減策を実施している。 ●窓口・お問い合わせ：福祉事務所すこやか班 《TEL088-852-7653》
		認可外保育施設保育料等補助金	同一世帯に属する満18歳未満の児童を扶養している世帯にあって、第3子以降3歳未満児が届出認可外保育施設に入所した場合に、対象児童に係る保育経費を補助（月額5万円を上限）することにより、子育てに係る経済的負担を減らすとともに、仕事を続けながら安心して子どもを産み育てることができるよう支援を行っている。 ●窓口・お問い合わせ：福祉事務所すこやか班 《TEL088-852-7653》

	放課後児童クラブ	<p>保護者が労働等によって昼間家庭にいない児童に対し、放課後等に小学校の余裕教室等を利用して、遊び及び生活の場を提供し、子どもたちの健全育成を図るものです。</p> <p>○対象：保護者が労働等によって昼間家庭にいない児童</p> <p>○内容：生活の場</p> <p>○実施場所：小学校内専用教室・専用施設</p> <p>○人数：上限有り</p> <p>○利用料：月額5,000円～6,000円（※夏休み等は加算がある場合もあります。）</p> <p>●窓口・お問い合わせ：生涯学習課《TEL088-852-7696》</p>
住宅	土佐市空き家バンク制度	<p>空き家の情報提供をおこなっています。</p>
	土佐市U・Iターン希望者住宅改修事業費補助金	<p>○対象者：</p> <p>①土佐市に住所を有していない方で、市外に5年以上居住している方</p> <p>②土佐市に住所を有して1年を経過しない方で、それ以前は市外に5年以上居住していた方</p> <p>③①、②の方に住宅の提供をする住宅所有者</p> <p>④移住促進を目的に住宅の所有者から住宅を借り受ける地域自主組織等の非営利団体及びNPO法人並びに営利を目的とせず、移住及び定住を促進している団体</p> <p>※住宅の所有者と住宅に居住しようとする方に相続関係が発生する場合は対象としない。</p> <p>○補助対象経費：空き家の改修、空き家の荷物の整理、運搬及び処分に要する経費</p> <p>○補助金額：50万円以内：10分の10（1,000円未満の端数は切捨て） 50万円を超える額：2分の1（1,000円未満の端数は切捨て）</p> <p>○補助限度額：75万円</p> <p>●窓口・お問い合わせ：産業経済課《TEL088-852-7682》</p>
	住宅用太陽光発電システム設置費補助金	<p>環境に優しい街づくりを推進するため、住宅用太陽光発電システムを設置される方に対し、その費用の一部を補助します。</p> <p>○対象者：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自身が居住している市内の住宅等（店舗との併用住宅を含む）に、太陽光発電システムを設置される方 ・市税の滞納がない方 ・電力会社と電灯契約を締結している方 <p>○補助金額：</p> <p>1件につき1^{キロワット}あたり3万円（4^{キロワット}12万円を上限）を補助します。尚、最大出力については10^{キロワット}未満とします。</p> <p>○注意事項：事前着工は補助の対象となりませんのでご注意ください。</p> <p>●窓口・お問い合わせ：都市環境課《TEL088-852-7647》</p>
	浄化槽設置補助金	<p>○補助の条件：</p> <p>自ら居住する一般住宅（住宅兼事務所・店舗等では住宅部分の面積が50%以上の建物）に設置する浄化槽で、平成27年3月末日までに工事が完了見込であり、かつ未着工であること。</p> <p>○補助金額</p> <p>5人槽・・・332,000円</p> <p>7人槽・・・414,000円</p> <p>10人槽・・・548,000円</p> <p>●窓口・お問い合わせ：都市環境課《TEL088-852-7647》</p>
住宅	土佐市住宅改修・耐震化等緊急支援事業補助金	<p>住宅の改修工事等を行う場合にその費用の20%（上限20万円）を補助します。なお、この事業は住宅の耐震性に寄与する簡易な改修工事費用への補助ですが、耐震診断は不要です。</p> <p>○要件</p> <p>①申請者：市税の滞納がなく、市内に住民登録し、一年以上居住している方。</p> <p>②対象住宅：申請者または申請者の親・子が所有する住宅で、現に居住し、市税家屋台帳に登録されて5年以上経過した住宅。</p> <p>③施工業者：土佐市内業者で市税を完納していること。</p> <p>④注意事項：その他要件等の詳細につきましては、土佐市ホームページ又は、土佐市役所都市環境課（088-852-7692）までお問い合わせ下さい。</p>
	土佐市住宅改修耐震化補助金	<p>市では住宅の耐震化を促進するため住宅の耐震化を行う方に対して、住宅の耐震診断（上限3万円）、耐震改修設計（上限20万円）、耐震改修工事（上限150万円）の補助を行っています。なお、この補助に対する概要につきましては、土佐市防災対策課（088-852-7607）までお問い合わせ下さい。</p>

須崎市	住宅	定住促進住宅用地分譲事業	○定住分譲地／上分住宅団地（高知県須崎市上分遅越） 清流「新莊川」のすぐ近く豊かな自然に囲まれた素晴らしい環境です。 59.54坪／分譲価格 4,644,120円（坪単価 78,000円） ～78.84坪／分譲価格 5,913,000円（坪単価 75,000円） ※上分住宅団地を購入し住宅を建築した方に、購入補助金（1区画35万円）・合併浄化槽設置補助金・住宅用太陽光発電システム設置補助金が出ます。 ●窓口・お問い合わせ先： 《須崎市土地開発公社》 TEL:0889-42-5691
		浄化槽設置整備事業	浄化槽設置に対する補助金交付
		住環境整備事業 ※移住定住支援センター暮らしすさきの事業	移住者に貸し出しする予定の借家の持ち主に対し、一軒につき最大20万円の修繕費用補助
		空き家情報	○空き家情報：有り
	農業	新規就農研修支援事業	新たに農業を始める方が、農家で研修を受ける場合に支援します。 ○対象者：65歳未満 ○研修期間：1～2年 ○研修場所：須崎市内の受入農家 ○研修助成金：15万円／月 ●お問い合わせ先： 《農林水産課》 TEL:0889-42-3591
	子育て支援	子育て医療応援事業	○健康保険に加入しているお子さまが病気やケガで医療機関を受診したときに、保険診療の自己負担額を助成します。 ○助成内容：0歳児から中学校卒業（満15歳に達した日以降の最初の3月31日）までの保険診療自己負担額 ○対象者および制限 ①須崎市に住民票があること ②健康保険に加入していること ③児童福祉施設などに入所していないこと ④生活保護、重度心身障害者、ひとり親家庭医療費助成制度を受給していないこと ●お問い合わせ先： 《須崎市健康推進課 健康推進係》 TEL:0889-42-1280
		須崎市子育て支援金	○第3子以降を出産したときに子育て支援金を支給することで、子供を安心して生み育てることができる環境づくりを目的としています。 ○支援金額：第3子以降1人につき15万円 ○対象者および制限 ①出生児を含む3人以上の児童を養育している者 ②第3子以降を出産した者又は親権者で、出産日の3ヶ月前から須崎市に住所がある者 ③今後、引き続き須崎市に住む見込みのある者 ④須崎市の市税や、国民健康保険税を滞納していない者 ●お問い合わせ先： 《須崎市福祉事務所児童福祉係》 TEL:0889-42-3691
		保育料補助	18歳以下3人目以降の保育料無料、2人目の保育料半額
		学童保育	放課後3時間 夏休み中8時間
		子育て支援センター	2か所
福祉	障害者日常生活用具支援事業	日常生活用具の給付または貸与 （紙おむつ、ストーマ装具、杖、入浴補助用具、盲人用時計等）	
	福祉タクシー事業	料金の一部助成	
	高齢者日常生活用具支援事業	日常生活用具の給付または貸与 （緊急通報装置、電磁調理器、火災報知器、自動消火器等）	
その他	クリーンエネルギーのまちづくり事業	住宅用太陽光発電システム設置に対する補助金交付	
	環境にやさしいまちづくり事業	生ごみ処理器設置・電動生ごみ処理器の設置補助	
四万十町	医療	乳幼児医療費助成制度	○乳幼児の健康を守るため、医療費の助成を行っています。 ・入院：就学前まで ・通院：就学前まで

<p>農業</p>	<p>新規就農研修支援事業</p>	<p>町内で新たに農業経営を開始しようとする就農希望者が、営農を開始する前に、農家等で研修を行う場合に支援します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1, 研修開始時までに町内に住所を有する方 2, 研修開始年度の4月1日現在18歳以上65歳未満の方 3, 農業経営を行っておらず、研修期間中に他に就業しないこと 4, 原則研修終了までに認定就農者となること 5, 本事業の研修終了後1年以内に町内で就農すること 6, 農業研修施設等で研修実績がある方又は同等の研修実績が認められる方 <p>※研修終了後、親元で就農する場合は、経営収支の管理や生産物や生産資材等の出荷・取引を対象研修生自らが行うよう努めること。</p> <p>○研修期間 1年以上2年以内※原則月20日以上</p> <p>○助成金額</p> <p>【研修生】月額15万円以内</p> <p>【研修受入農家等】月額5万円以内</p> <p>○申請期日 平成25年7月より随時募集します。募集人数は若干名です。</p> <p>※申請時には研修計画書を提出してください。</p> <p>※申込受付を毎月末で締切、翌月に審査を行います。 (予算に限りがありますので、年度途中で募集を中止する場合があります。)</p> <p>●問い合わせ先： 《四万十町農林水産課 農業支援》 TEL: 0880-22-3113</p>
	<p>新規就農者への支援 ※将来本格的に農業で独立・経営をされる方を対象にしています</p>	<p>【青年就農給付金(経営開始型)】 町内で新たに農業経営を始める人への支援を行います。</p> <p>○申請資格</p> <ol style="list-style-type: none"> 1, 平成20年4月1日以降に独立・自営就農時の年齢が45歳未満で農業経営者となることへ強い意志を持っていること 2, 独立・自営就農であること(自ら作成した経営開始計画に即して主体的に農業経営を行っている状態) 3, 経営開始計画が独立・自営就農して5年後には農業(自ら生産した農産物を使った関連事業も含む)で、生計が成り立つ実現可能な計画であること 4, 人・農地プランに「中心となる経営体」として位置づけられることが確実であること 5, 生活保護等、生活費を支給する国の他の事業と重複受給でないこと <p>○給付額 年間150万円(最長5年間)</p> <p>【壮年就農給付金(町単独事業)】 ○事業の内容 町内で新たに農業経営を始める人(45歳以上50歳未満)への支援を行います。</p> <p>青年就農給付金とは異なり1年間のみ給付となります。</p> <p>○申請資格</p> <ol style="list-style-type: none"> 1, 平成24年4月1日以降に独立・自営就農時の年齢が45歳以上50歳未満で農業経営者となることへ強い意志を持っていること 2, 独立・自営就農であること(自ら作成した経営開始計画に即して主体的に農業経営を行っている状態) 3, 経営開始計画が独立・自営就農して5年後には農業(自ら生産した農産物を使った関連事業も含む)で、生計が成り立つ実現可能な計画であること 4, 人・農地プランに「中心となる経営体」として位置づけられることが確実であること 5, 生活保護等、生活費を支給する国の他の事業と重複受給でないこと <p>○給付額 年間150万円(最長1年間)</p> <p>○申込について 平成25年7月より随時受付ます。所定の提出書類に記入の上、役場までご提出ください。</p>
	<p>NPO法人かまん (四万十町)</p>	<p>経営者育成の観点から、農地・住宅の紹介、就農後の有機農産物の販売先の紹介、農業に必要な機械の貸借・購入のアドバイス、地域で暮らし方などを、かまんのメンバーと地域の協力農家で総合的に支援する。</p> <p>3か月間の事前研修で就農可能かどうかを判断した後は、1年目から実際に作物を自分の経営として栽培してもらい、その中でアドバイスし、あるいは共同で作業して学んでいくという実践的な方法をとる。</p> <p>○応募資格</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 有機農業で農業経営者として自立を志す者。 2. この地域で定住の意志のある者。 3. 概ね55歳以下で、心身共に健康で年間を通じた農作業に従事できること。 4. NPO法人かまんの理念、事業に賛同し、今後も活動に参加できること。また、地域の活動や集落の共同作業に積極的に参加する意欲のある方。 <p>●窓口・お問い合わせ先： TEL:0880-22-2686 <http://www.kaman.or.jp></p>

起業	商工業振興助成金	起業・創業に必要な経費の2分の1（限度額100万円）を助成等 ●お問い合わせ先： 《商工観光課》 TEL:0880-22-3281
子育て支援	多子世帯保育料等軽減事業	児童を3人以上養育している世帯の第3子以降の保育料等を無料
	四万十町福祉医療費助成	中学生までの医療費、ひとり親家庭医療費無料
	一時預かり保育事業	保護者の疾病、看護等により家庭で保育できない児童に対する保育を実施
	妊婦健康診査通院費助成事業	町外医療機関において妊婦健康診査を受診する場合の通院費を助成（上限14回、1回につき5,000円）
住宅	UIターン希望者住宅改修補助金	移住希望者等が入居する空き家の改修費用に対し、補助金を交付（最大50万円）
	四万十町産材利用促進助成事業	四万十町産材を利用することにより、最大で150万円を助成
	住宅リフォーム支援事業補助金	住宅の増改築工事やリフォーム工事を実施する者に対し、補助金を交付（最大20万円）
その他	ケーブルネットワーク加入金等補助金	町外から移住した者のケーブルテレビ加入金等に係る経費に対し、補助金を交付（対象経費の1/2）
	ワクチン接種費用助成事業	子宮頸がん・肺炎球菌等の予防接種に係る費用を助成
	地球温暖化対策設備設置費補助事業	太陽光発電システム・太陽熱温水器等の設置に対し、補助金を交付